

秀峰苑指定短期入所生活介護事業 利用料金表（令和6年8月1日～） NO.1

※1割負担の場合の金額で表示、2割負担の場合は「介護保険給付サービス分」が2倍、3割負担の場合は「介護保険給付サービス分」が3倍）

区分	サービス内容	算定単位	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	備 考	
介護保険給付サービス 通常料金	併設型短期入所生活介護費（Ⅰ）、（Ⅱ）	日	603	672	745	815	884	利用者の要介護認定区分に応じて利用料金が異なります。（Ⅰ）は個室、（Ⅱ）は2人部屋を表しています。同一事業所で連続して30日を超える短期入所を利用した場合は、30日目以降1日30単位減算となります	
	夜勤職員配置加算（Ⅲ）	日	15						夜勤を行う介護職員・看護職員の数が最低基準を1人以上上回っている、夜勤時間帯を通じて看護職員または喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置している（登録喀痰吸引等事業所の県登録必要）
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	日	22						介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が80%以上 または 勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が35%以上 のいずれかに適合すること
	生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	月	10						①利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること、②見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること、③1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行うこと。
	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	月	介護保険給付サービスの料金月額合計に対して14%が加算されます						① 月額賃金改善要件Ⅰ（月給による賃金改善）、② 月額賃金改善要件Ⅱ（旧ベースアップ等加算相当の賃金改善）、③ キャリアパス要件Ⅰ（任用要件・賃金体系の整備等）、④ キャリアパス要件Ⅱ（研修の実施等）、⑤ キャリアパス要件Ⅲ（昇給の仕組みの整備等）、⑥ キャリアパス要件Ⅳ（改善後の月額賃金要件）、⑦ キャリアパス要件Ⅴ（介護福祉士等の配置要件）、⑧ 職場環境等要件以上の8項目を満たした場合に算定 ※①、③、④、⑤、⑥、⑧について令和6年度は経過措置あり

秀峰苑指定短期入所生活介護事業 利用料金表（令和6年8月1日～） NO.2

※1割負担の場合の金額で表示、2割負担の場合は「介護保険給付サービス分」が2倍、3割負担の場合は「介護保険給付サービス分」が3倍）

区分	サービス内容	算定単位	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	備 考
介護保険給付サービス 加算減算料金	認知症行動・心理症状緊急対応加算	日			200	(入所日～7日または14日上限)		認知症日常生活自立度がⅢ以上であり、認知症行動、心理症状が認められ、在宅生活が困難であると医師が判断した方を受け入れる場合
	若年性認知症利用者受入加算	日			120			若年性認知症患者を受け入れ、本人やその家族の希望を踏まえた介護サービスを提供した場合
	認知症専門ケア加算（Ⅰ）	日			3			①利用者総数のうち日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められて介護を要する認知症者の占める割合が2分の1以上であること、②認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。
	認知症専門ケア加算（Ⅱ）	日			4			①加算（Ⅰ）の基準のいずれにも適合すること、②認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること、③当該施設における介護職員看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。
	短期入所生活介護送迎加算	片道			184			利用者の心身の状態等を鑑み、送迎が必要であると認められ、利用者のお宅と施設との間を、職員付添のもと、車輛送迎した場合
	緊急短期入所受入加算	日			90	(入所日～7日上限 状況により14日間)		利用者の状態や家族等の事情により、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急に短期入所生活介護を受ける事が必要と認めた場合
	療養食加算	回			8			医師の発行する食事箋に基づき、管理栄養士・栄養士による管理のもと、年齢・心身状況を考慮して、適切な栄養量・内容の療養食を提供した場合
	長期利用者提供減算	日			-30			自費利用を挟み連続して30日を超えて同一の短期入所生活介護事業所を利用している場合
	身体拘束廃止未実施減算	回			1%	R7.4/1～適用		①身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。 ②身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果を介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。③身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。④介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
	高齢者虐待防止措置未実施減算	回			1%			虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合 ・虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ・虐待の防止のための指針を整備すること。 ・従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 ・上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
業務継続計画未策定減算	回			1%			以下の基準に適合していない場合 ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること ※ 令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合は減算適用なし。	

秀峰苑指定短期入所生活介護事業 利用料金表（令和6年8月1日～） NO.3

※1割負担の場合の金額で表示、2割負担の場合は「介護保険給付サービス分」が2倍、3割負担の場合は「介護保険給付サービス分」が3倍)

区分	サービス内容	算定単位	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	備 考
介護保険給付外サービス	食 費 (食材料費、調理コスト)	食	朝食	395	負担限度額 認定による 上限額 (1日合計)	第1段階	300	負担限度額認定申請を行い、負担限度額が認定された場合 ※対象者は世帯全員及び配偶者が住民税非課税である事が共通の要件  第1段階 生活保護受給者、または老齢福祉年金受給者 かつ 本人預貯金等が1000万円以下（夫婦は合計2000万円以下）の方  第2段階 利用者の課税・非課税年金収入と合計所得金額合計80万円以下 かつ 本人預貯金等が650万円以下（夫婦は合計1650万円以下）の方  第3段階① 利用者の課税・非課税年金収入と合計所得金額合計80万円超120万円以下 かつ 本人預貯金等550万円以下（夫婦は合計1550万円以下）の方  第3段階② 利用者の課税・非課税年金収入と合計所得金額合計120万円を超える かつ 本人預貯金等500万円以下（夫婦は合計1500万円以下）の方  <b>←令和6年8月1日～二重線で囲んだ部分がすべて60円増額</b>
			昼食	525		第2段階	600	
			夕食	525		第3段階①	1,000	
			1日合計	1,445		第3段階②	1,300	
	滞 在 費 等 (光熱水費等)	日	負担限度額認定による段階			個室 2人部屋		
			第1段階			380	0	
			第2段階			480	430	
			第3段階①②			880	430	
	基準費用額(減額なし)			915	915			
	その他	理 髪 ・ 美 容 費	回	2500円(顔そりのみ1500円)				
日 用 品 費 等 の 購 入 費 用		-	実 費				ティッシュペーパー・ハブラシ・歯磨き粉等の日用品やおやつ等の購入費用	
料金 軽減	高 額 介 護 サ ー ビ ス 費	利用者が、1カ月に支払った、介護保険給付費の利用者負担額の合計額が、一定の上限額を超えた場合、その超えた分について、払い戻されます						
	利 用 者 負 担 額 軽 減 事 業	社会福祉法人が、社会的役割の一環として、その軽減事業の実施により、利用者の収入に応じて、利用者負担額の軽減を行ないます						